

化製場等に関する法律

(動物の飼養又は収容の許可)

第九条

- 2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。

化製場等に関する法律施行令

(法第九条第一項の政令で定める動物の種類)

第一条 化製場等に関する法律第九条第一項の政令で定める動物の種類は、次のとおりとする。

- 一 牛 二 馬 三 豚 四 めん羊 五 やぎ 六 犬
七 鶏 (30日未満のひなを除く。) 八 あひる (30日未満のひなを除く。)
九 その他その飼養又は収容に関して公衆衛生の配慮が必要な動物として都道府県の条例で定める動物

化製場等に関する法律施行条例

(動物の飼養又は収容の許可を要する区域の指定の基準)

第五条 法第九条第一項の条例で定める動物の飼養又は収容の許可を要する区域の指定の基準は、次の各号のいずれかに該当する市町村の区域内の町又は字の区域とする。

- 一 人口密度が一平方キロメートル当たりおおむね三千人以上であること。
二 当該町又は字の市街地を形成している区域内にある戸数が全戸数のおおむね五割以上であること。
三 観光資源があること等により多数人が集中するため、特に清潔を保持する必要があること。

(飼養又は収容の許可を要する動物の種類ごとの数)

第六条 法第九条第一項の条例で定める飼養又は収容の許可を要する動物の種類ごとの数は、次のとおりとする。

- 一 牛 一頭 二 馬 一頭 三 豚 一頭 四 めん羊 四頭
五 やぎ 四頭 六 犬 十頭 七 鶏 (三十日未満のひなを除く) 百羽
八 あひる (三十日未満のひなを除く) 五十羽

(動物の飼養又は収容の施設の構造設備の基準)

第七条 法第九条第二項の条例で定める動物の飼養又は収容のための施設の構造設備の公衆衛生上必要な基準は、前条第一号から第六号までに掲げる種類の動物の飼養又は収容のための施設 (以下「畜舎」という。) にあつては別表第三、同条第七号及び第八号に掲げる種類の動物の飼養又は収容のための施設 (以下「家きん舎」という。) にあつては別表第四のとおりとする。

別表第三 (第七条関係)

畜舎の構造設備の公衆衛生上必要な基準

- 一 床は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な勾配及び排水溝が設けられていること。
二 内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ適当な高さまで、清掃に支障を来さない材料で作られ、かつ、清掃に支障を来さない構造を有すること。
三 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さ及び高さを有すること。
四 床の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆され、かつ、適当な勾配及び排水溝が設けられていること。
五 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
六 汚物だめ及び汚水だめ又は汚水処理設備を有すること。ただし、汚水を公共下水道等に直接流出させることができる場合にあつては、汚水だめ及び汚水処理設備を有することを要しない。
七 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
八 畜舎から汚水だめ、汚水処理設備又は公共下水道等に通ずる排水溝が設けられていること。
九 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
十 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で、調理する際に著しい臭気を発生するものにあつては、次の要件を備える飼料取扱室を有すること。
イ 床は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な勾配及び排水溝が設けられていること。
ロ 換気扇を備えた排気設備その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備又は脱臭設備が設けられていること。
ハ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
ニ 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ、適当な容積の容器が備えられていること。

別表第四（第七条関係）

家きん舎の構造設備の公衆衛生上必要な基準

- 一 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さ及び高さを有すること。
- 二 鶏の家きん舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障を来さない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。
- 三 あひるの家きん舎の床は、不浸透性材料（バッテリー式の家きん舎にあつては、不浸透性材料又は板）で作られ、かつ、適当な勾配及び排水溝が設けられていること。
- 四 あひるの家きん舎には、洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- 五 鶏の家きん舎にあつては汚物だめを、あひるの家きん舎にあつては汚物だめ及び汚水だめ又は汚水処理設備を有すること。ただし、汚水を公共下水道等に直接流出させることができる場合にあつては、汚水だめ及び汚水処理設備を有することを要しない。
- 六 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
- 七 家きん舎から汚水だめ、汚水処理設備又は公共下水道等に通ずる排水溝が設けられていること。
- 八 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
- 九 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる家きん舎で、調理する際に著しい臭気を発生するものにあつては、別表第三第十号イからニまでに規定する要件を備える飼料取扱室を有すること。